

## Q & A

No.	Q	A
1	支援金の支給対象となる事業所は。	令和5年12月1日現在において、港区内に所在し、運営している事業所です。
2	区内で複数の事業所を運営しているが、事業所ごとに申請が必要か。	法人（事業者）単位で、一括で申請してください。
3	支援金の振込口座はどの口座を指定すればよいか。	申請法人名義の口座を指定してください。代表者個人名義の口座や、法人名義であっても他の事業所の口座は、指定できません。
4	支援金はいつ頃、振り込まれるのか。	年度内に振り込みを完了する予定です。 ただし、令和6年2月1日以降に指定、開設、運営を再開した事業所は、この限りではありません。
5	申請書兼請求書を提出した後、通知などが届くのか。	決定通知などはお送りしません。 指定口座への振り込みをもって支給決定としますので、口座をご確認ください。 振り込み名義は、「ミナトク（カイゴホケンカ）」です。
6	支援金の申請兼請求額が、月割りとなるのはどのような場合か。	次のいずれかに当てはまる場合、月割り支給となります。 ① 令和5年12月1日現在、休止していて、令和6年3月までに運営を再開する場合 ② 令和5年度内に、指定又は開設を受けた場合
7	令和5年12月1日時点で休止している事業所は申請できるか。	令和6年3月までに運営を再開した場合、再開後に月割り分の申請が可能です。
8	支援金支給後に、返還が生じるのはどのような場合か。	次のいずれかに当てはまる場合、既に支給した支援金を月割りで返還していただきます。 ① 令和5年12月2日から令和6年3月1日までに、事業所を廃止した場合 ② 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた場合
9	短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所は対象になるか。	対象外です。
10	居宅療養管理指導事業所は対象になるか。	対象外です。
11	サテライト事業所は対象になるか。	対象外です。
12	みなし指定事業所は対象になるか。	現在、介護給付の実績がある場合は、対象です。
13	介護サービスを運営せず、介護予防サービス（総合事業）のみを運営しているが、対象になるか。	対象です。
14	同一の建物で、介護サービス及び障害福祉サービスを行っている場合の申請方法は。	介護保険課宛に申請してください。 （例）介護サービス（居宅介護支援と訪問介護）及び障害福祉サービス（計画相談支援と居宅介護）を行っている場合→介護サービス分の48,000×2=96,000円を、介護保険課に申請
15	同一の建物で、介護サービス及び医療サービスを行っている場合の申請方法は。	基本的に、訪問看護又は訪問リハビリテーションを運営する法人は、「みなと保健所」から支援金を支給します。（みなと保健所からの支援金の案内は、令和6年1月下旬です。） ただし、介護保険課への申請の方が支給金額が高くなる場合は、介護保険課に申請いただきます。（個別にご連絡します。）
16	同一の建物で、居宅介護支援事業所と訪問看護を運営しているが、申請方法は。	「みなと保健所」から支援金を支給します。（みなと保健所からの支援金の案内は、令和6年1月下旬です。）
17	支援金の給付を受けて、利用料を値上げすることは可能か。	当支援金の目的上、物価高騰を理由とした値上げは、なるべく行わないよう配慮をお願いします。 ただし、支援金を活用しても値上げをしなければ事業運営に支障をきたす場合は、この限りではありません。その際には、利用者への十分な説明を行ってください。